

国内募集型企画旅行条件書

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1.募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社(長野県登録旅行業第2-556以下「当公社」といいます。))が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当公社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当公社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当公社はお客様が当公社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当公社の定めた必要事項を記入した申込書にて店頭にて申込みを行うほか、電話、ファックス、郵便及びその他の通信手段による旅行申込みを行い(申込金を添えていただく場合がございます。)、当公社の定める期日までに旅行代金をお支払いいただきます。旅行契約は当公社が契約の締結を承諾し、旅行代金もしくは申込金を受領したときに成立するものといたします。但し、当公社が特に認めた場合はその限りではありません。
- (2) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申し出下さい。当公社は可能な範囲でこれに応じます。そのお申し出に基づき、当公社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (3) 当公社は団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は当公社が定める期日までに構成者の名簿を当公社に提出しなければなりません。
- (5) 当公社は契約責任者が構成者に対して現に責任を負い、または将来負うことが予測される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当公社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を構成者を契約責任者とみなします。

3.お申込条件

- (1) 20歳未満の方は親権者の同意が必要です。15歳未満の方は特別な旅行企画の内容による場合以外は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当公社の指定する条件に合致しない場合はお申込をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当公社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、この場合医師の診断書を提出していただく場合があります。また、必要に応じて介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部内容を変更させていただくか、ご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当公社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるための措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様ののご負担になります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、状況により別途条件でお受けする場合があります。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当公社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) その他当公社の業務上の都合があるときにはお申込みをお断りする場合があります。

かわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸整備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当公社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

- (4) 当公社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場において、旅行契約の成立後に、当公社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

1.1.お客様の変替

- (1) お客様は、当公社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当公社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ当公社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当公社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当公社は交替をお断りする場合があります。

1.2.取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合はパンフレット記載の取消料及び1部屋の利用人数の変更に対する差額代金が生じる場合はその差額分をそれぞれお支払いいただきます。
- (2) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部変更についてはご旅行全体の取り消しとみなし、所定の取消料をお支払いいただきます。

1.3.旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権
①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、当公社の営業時間内であればいつでも旅行契約を解除することができます。
②お客様は、次の事項に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - i. 旅行内容が変更されたとき。ただし、その内容が第20項の表に掲げる事由その他の重要なものである場合に限りです。
 - ii. 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - iii. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - iv. 当公社がお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - v. 当公社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。③当公社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金もしくは申込金から所定の取消料を差し引き、払戻いたします。なお、取消料が旅行代金のみでまかなえないときは、その差額を申し受けます。
- ④当公社は本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(または申込金)の全額を払い戻しいたします。
- (2) 当公社の解除権
①お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当公社は旅行契約を解除することがあります。この場合においては、本項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
②当公社は次の項目に該当する場合は、旅行契約を解除することがあります。
 - i. お客様が当公社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ii. お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - iii. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - iv. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - v. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合、当公社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあたっては3日目)にあたる日より前に旅行の中止をご通知いたします。

4.契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1) 当公社は旅行契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当公社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した確定書面をお渡しいたします。
- (3) 旅行契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当公社は手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当公社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載することによります。但し、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載することによります。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金は当公社が別に定める日までにお支払いいただきます。取消料、違約料及び追加代金が発生した場合はそれをお支払いいただくことがあります。

6.旅行代金について

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、高校生以上の方は大人料金、中学生及び小学生は小中学生料金、未就学児は幼児料金となります。
- (2) 旅行代金は各コースに表示しています。記載された条件と合わせてご確認ください。

7.旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃料金、宿泊費、食事代、入場料及び消費税等諸税の他、パンフレット等に旅行代金に含まれるものとして明示されたもの。※お客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払戻しいたしません。

8.旅行代金に含まれないもの

前項に記載されていないものは含まれません。以下はその一例です。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- (2) クリーニング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) お1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
- (7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9.旅行契約内容の変更

当公社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当公社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ該事由が関与し得ないものである理由及び該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10.旅行代金の額の変更

当公社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当公社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当公社は本項(1)に定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにも

vi. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当公社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

vii. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当公社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当公社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既にお支払いいただいている旅行代金もしくは申込金から違約金を差し引いて払い戻しいたします。また、本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既にお支払いいただいている旅行代金もしくは申込金の全額を払い戻しいたします。

14.旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービスの提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合において、当公社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(但し、当公社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限りす。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当公社の解除権

- ①当公社は次に掲げる場合においては、旅行開始後であってもお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
 - i. お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - ii. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当公社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - iii. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当公社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。②解除の后果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当公社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用があるときはお客様の負担とします。この場合、当公社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当公社が当該旅行サービスの提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料等の支払い費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項(2)の①の1、iiにより当公社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様ののご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当公社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当公社とお客様との契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当公社の責務については、有効な弁済がなされたものとします。

15.旅行代金の払い戻し

当公社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合または第13、14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

16.旅費管理

- (1) 当公社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当公社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項（６）の個人旅行旅行プランを除きます。
- ②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- （２）お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当公社の指示に従っていただきます。
- （３）添乗員同行コースには、全行程に添乗員が同行し本項（１）の掲げる業務その他当該旅行に付随して当公社が必要と認め業務の全部または一部を行います。添乗員の業務は原則として８時から２０時までとします。
- （４）現地添乗員同行コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項（３）における業務に準じます。
- （５）現地係員案内コースには、添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- （６）個人プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要な書類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
- （７）現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手配は、お客様自身で行っていただきます。

1.7. 当公社の責任

- （１）当公社は、旅行契約の履行に当たって、当公社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日翌日から起算して２年以内に当公社に対して通知があったときに限ります。
- （２）例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られたら、当公社は本項（１）の責任を負いかねます。但し、当公社の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- （３）当公社は、手荷物について生じた本項（１）の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して１４日以内に当公社に対して通知があったときに限り、お客様１人につき１５万円（当公社に故意または過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

1.8. お客様の責任

- （１）お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当公社約款の規定を守らないことにより当公社が損害を被ったときは、当公社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- （２）お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当公社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- （３）お客様は旅行開始後に、契約書の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当公社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

1.9. 特別補償

- （１）当公社は第１７項（１）の規定に基づく当公社の責任が生ずるか否かを問わず、当公社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として１５０万円、入院見舞金として入院日数により２万円～２０万円、通院見舞金として通院日数により１万円～５万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者１名につき１５

万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、１０万円を限度とします。

- （２）当公社が第１７項（１）の責任を負うことになったときは、この補償金は、当公社が負べき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- （３）当公社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプションツアー）のうち、当公社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- （４）但し、日程表において、当公社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいしません。
- （５）お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当公社は本項（１）の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

2.0. 旅費保証

- （１）当公社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して３０日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当公社に第１７項（１）の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当公社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- i. 旅行日程表に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- ii. 戦乱
- iii. 暴動
- iv. 官公署の命令
- v. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- vi. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- vii. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第１３、１４項での規定にもとづいて旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に係わる変更については変更補償金を支払いません。

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当公社は変更補償金を支払いません。

- （２）当公社が支払うべき変更補償金の額は、お客様１名に対して１募集型企画旅行につき、旅行代金に１５％を乗じた額をもって限度とします。またお客様１名に対して１募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が１,０００円未満であるときは、当公社は、変更補償金を支払いません。

- （３）当公社が、本項（１）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当公社に第１７項（１）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当公社に変換しなければなりません。この場合、当公社は、同項の規定に基づき当公社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

- （４）当公社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	１件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	１．５	３．０
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行の目的地の変更	１．０	２．０

- （５）旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当公社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当公社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

- （６）ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

- （７）事故・大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなくてはならない事態が生じても当公社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

- （８）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当公社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

2.3. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当公社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当公社の旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当公社旅行業約款は、当公社ホームページ (<https://www.ontake-kyukamura.net/>) からご覧になれます。

2.4. ご旅行条件

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については各パンフレット等に明示した日となります。

3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	１．０	２．０
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	１．０	２．０
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	１．０	２．０
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	１．０	２．０
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	１．０	２．０
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	１．０	２．０
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	２．５	５．０
注1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき１件として取り扱います。		
注3. 第３号又は第４号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、１泊につき１件として取り扱います。		
注4. 第４号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5. 第４号又は第７号もしくは第８号に掲げる変更が１乗車船等又は１泊の中で複数生じた場合であっても、１乗車船等又は１泊につき１変更として取り扱います。		
注6. 第９号に掲げる変更については、第１号から第８号までを適用せず、第９号によります。		

2.1. 個人情報の取扱について

- （１）当公社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当公社では、①当公社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- （２）当公社は、当公社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当公社は、営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。◎当公社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- （３）当公社における個人情報取扱については、当公社のホームページ (<https://www.ontake-kyukamura.net/>) をご参照ください。

2.2. その他

- （１）お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- （２）お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- （３）旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- （４）現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。